

# 平成29年1月度実施 実技試験

## (個人資産相談業務)

## 実技試験（個人資産相談業務）

次の設例に基づいて、下記の各問(1)～(3)に答えなさい。

### 《設例》

会社員のAさん（55歳）は、妻Bさん（54歳）との2人暮らしである。Aさんは、現在勤務している会社を平成29年3月17日に早期退職し、夫婦2人で飲食店を営む予定である。Aさんは、退職後の生活設計のためにも、退職後における社会保険への加入手続きや公的年金の給付額等について知りたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんおよび妻Bさんに関する資料 >

#### (1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和36年8月17日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

[公的年金の加入歴（見込みを含む）]

昭和56年8月	昭和59年4月	平成29年3月	平成33年8月
国民年金 任意未加入期間 32月	厚生年金保険 被保険者期間 395月	国民年金 保険料納付予定 53月	
20歳	22歳	55歳	60歳

#### (2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和37年9月22日

20歳から国民年金に加入。22歳から厚生年金保険に加入。30歳でAさんと結婚した後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。保険料未納期間はない。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

(1)

Mさんは、Aさんに対して、Aさんの退職後における公的医療保険制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄(1)～(3)に入る語句の組合せとして、次のうち、最も適切なものはどれか。

「Aさんが退職した後に加入する公的医療保険については、国民健康保険に加入するか、現在加入している健康保険の任意継続被保険者になることが考えられます。国民健康保険に加入する場合、国民健康保険の保険料(税)は、保険者である( ① )や国民健康保険組合によって異なります。

退職時の健康保険に任意継続被保険者として加入する場合、原則としてその手続は、退職した日の翌日から( ② )以内に行う必要があります。なお、任意継続被保険者として健康保険に加入できる期間は最長で( ③ )となります」

- 1) ①市町村(特別区を含む)      ②14日      ③3年間
- 2) ①市町村(特別区を含む)      ②20日      ③2年間
- 3) ①都道府県      ②20日      ③3年間

(2)

Mさんは、Aさんに対して、Aさんの退職後における公的年金について説明した。Mさんが説明した次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「妻Bさんは、Aさんの退職後に、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続を行い、以後、国民年金の保険料を納付することになります」
- 2) 「国民年金の保険料は、将来の一定期間の保険料を前納することができます。この場合、前納期間や納付方法に応じて保険料の割引が適用されます」
- 3) 「飲食店の経営が軌道に乗るまでの間に国民年金の保険料の納付が困難な状況が生じた場合は、保険料の納付猶予制度を利用する方法があります。平成28年7月からは、50歳以上の国民年金の第1号被保険者も納付猶予制度を利用できるようになりました」

(1) 2

「Aさんが退職した後に加入する公的医療保険については、国民健康保険に加入するか、現在加入している健康保険の任意継続被保険者になることが考えられます。国民健康保険に加入する場合、国民健康保険の保険料（税）は、保険者である（①市町村（特別区を含む））や国民健康保険組合によって異なります。

退職時の健康保険に任意継続被保険者として加入する場合、原則としてその手続は、退職した日の翌日から（②20日）以内に行う必要があります。なお、任意継続被保険者として健康保険に加入できる期間は最長で（③2年間）となります」

健康保険の被保険者は、退職しても資格喪失日の前日までに「継続して2ヶ月以上の被保険者期間」があれば、健康保険の任意継続被保険者として元の勤務先の健康保険に2年間加入できる。ただし、保険料は全額自己負担である。

任意継続被保険者となるには、資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に保険者である健康保険組合・住所地を管轄する全国健康保険協会の都道府県支部に申請しなければならない。

(2) 3

1) 適切。会社員である国民年金の第2号被保険者が、自営業者等の第1号被保険者になる場合、扶養されていた配偶者は国民年金の第3号被保険者資格を喪失し、国民年金の第1号被保険者となる（種別変更）。

2) 適切。国民年金の保険料は月払いで、翌月末までに納付する必要があるが、最大2年分の保険料の前納も可能で、その場合は一定額が割引される（国民年金前納割引制度）。

3) 不適切。国民年金の保険料納付猶予制度は、学生を除く50歳未満の第1号被保険者に対して、同居している世帯主・親の所得に関わらず、本人と配偶者の前年の所得が一定基準以内であれば適用される。

(3)

Mさんは、Aさんに対して、Aさんが将来の収入を増やす方法についてアドバイスした。Mさんがアドバイスした次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが国民年金の定額保険料のほかに付加保険料を納付し、65歳から老齢基礎年金を受給する場合、『400円×付加保険料納付済期間の月数』の算式で計算した付加年金を受け取ることができます」
- 2) 「Aさんは、国民年金基金に加入して掛金を支払うことにより、老齢年金を受給することができます。国民年金基金の掛金は、税法上、全額が所得控除の対象となります」
- 3) 「Aさんは、過去に国民年金の任意未加入期間がありますが、この任意未加入期間に係る国民年金保険料を後納することができます」

(3) 2

- 1) 不適切。国民年金の付加年金は、月額 400 円の付加保険料を支払うことで、200 円×付加保険料納付済月数分の年金額を老齢基礎年金に追加して受け取れる。
- 2) 適切。国民年金基金は、自営業者等の個人事業主の公的年金に上乘せする年金制度である。国民年金や国民健康保険の保険料と同様に、掛金の全額が社会保険料控除の対象となる。
- 3) 不適切。国民年金保険料の納付期限は翌月末までで、原則として年金の未納期間分の保険料は、過去2年分までしかさかのぼって追納できない。  
ただし、平成27年10月1日～平成30年9月30日までの3年間に限り、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、過去5年分まで納付ができる（国民年金保険料の後納制度）。設問の場合、Aさんの任意未加入期間は約35年前であるため、この期間分の保険料の後納はできない。

次の設例に基づいて、下記の各問(4)～(6)に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん(45歳)は、余裕資金を利用して、以前から興味を持っていた上場企業X社の株式(以下、「X社株式」という)を購入しようと考えている。

そこで、Aさんは、証券会社に勤務するファイナンシャル・プランナーのMさんに、株式投資について相談することにした。Aさんが購入を検討しているX社株式に関する資料は、以下のとおりである。

< X社株式に関する資料 >

- ・業種 : サービス業 (日本国内での外食事業)
- ・特徴 : 主な原材料の輸入への切換えと、幅広い年齢層の顧客に合わせた商品開発が奏功し、過去3年間、前年度比で増収増益を達成している。
- ・株価 : 600円
- ・当期純利益 : 30億円
- ・純資産 (自己資本) : 400億円
- ・総資産 : 600億円
- ・発行済株式数 : 1億株
- ・前期の配当金の額 : 10円 (1株当たり)

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

(4)

Mさんは、Aさんに対して、株式投資の仕組みについて説明した。Mさんが説明した次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「国内上場株式を売買する際には、証券会社に対して売買委託手数料を支払うことになりますが、この手数料はどの証券会社であっても同じ額です」
- 2) 「指値注文により国内上場株式を買い付ける場合、指値注文は成行注文に優先するため、売買が成立しやすくなります」
- 3) 「成行注文により国内上場株式を買い付ける場合、想定していた価格よりも高い価格で売買が成立する可能性があります」

(5)

Mさんは、Aさんに対して、X社株式について説明した。Mさんが説明した次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「X社は、主な原材料を海外から輸入しているため、一般に、円安の進行は株価にとって好材料となると考えられます」
- 2) 「X社は前期に1株当たり10円の配当金を支払っていますが、配当金の額はX社の業績等により変動することがあります」
- 3) 「X社は過去3年間、増収増益を達成していることから、X社株式の株価は今後必ず上昇しますので、ご購入をお勧めします」

(4) 3

- 1) 不適切。株式の売買委託手数料は、取引金額や注文形態などで各証券会社が自由に設定できる。
- 2) 不適切。証券取引所における売買では、指値注文よりも成行注文が優先される。
- 3) 適切。成行注文は、価格を指定せず市場の実勢での取引を指定するため、想定していた価格とは異なる価格で売買が成立する可能性がある。

(5) 2

- 1) 不適切。円安ドル高が進行すると輸入材料の価格が上昇するため、輸入型企業の株価下落要因となる。
- 2) 適切。株式の配当金は、債券の利息と違い、企業の業績によって変動する。
- 3) 不適切。「金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）」では、「断定的判断」の提供を禁止している。

(6)

X社株式の投資指標に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) P E R (株価収益率) は、20 倍である。
- 2) P B R (株価純資産倍率) は、1 倍である。
- 3) R O E (自己資本利益率) は、5 %である。

(6) 1

1) 適切。P E R（株価収益率）とは、現在の株価が1株当たりの当期純利益の何倍かを示すもので、計算式は以下のとおり。

$$\begin{aligned} \text{P E R (株価収益率)} &= \text{株価} / 1 \text{株当たり利益} \\ &= \text{株価} / (\text{当期純利益} / \text{発行済株式総数}) \end{aligned}$$

よって、X社株式のP E Rは「600円 / (30億円 ÷ 1億株) = 20倍」となる。

2) 不適切。P B R（株価純資産倍率）とは、現在の株価が1株当たりの純資産の何倍かを示すもので、計算式は以下のとおり。

$$\begin{aligned} \text{P B R (株価純資産倍率)} &= \text{株価} / 1 \text{株当たり純資産} \\ &= \text{株価} / (\text{自己資本} / \text{発行済株式総数}) \end{aligned}$$

よって、X社株式のP B Rは「600円 / (400億円 ÷ 1億株) = 1.5倍」となる。

3) 不適切。自己資本利益率（R O E）とは、自己資本が会社の収益にどれだけつな  
がったのかを示すもので、計算式は以下のとおり。

$$\text{R O E (自己資本利益率)} = \text{税引後純利益} / \text{自己資本} \times 100$$

よって、X社のR O Eは「30億円 / 400億円 × 100 = 7.5%」となる。